

東部知多衛生組合議会規程第1号

東部知多衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年東部知多衛生組合議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年9月5日

東部知多衛生組合議会議長 鷹羽琴美

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(要配慮個人情報)</p> <p>第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。</p> <p>(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があること。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>主務大臣</u>が定める程度であるもの</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)</p>	<p>(要配慮個人情報)</p> <p>第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。</p> <p>(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があること。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>厚生労働大臣</u>が定める程度であるもの</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)</p>
<p>第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p>	<p>第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p>

改正後	改正前
(1)・(2) 略 (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある <u>議会に対する行為による保有個人情報</u> の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 (4) 略	(1)・(2) 略 (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある <u>保有個人情報の漏えい</u> 等が発生し、又は発生したおそれがある事態 (4) 略

附 則

この規程は、公布の日から施行する。